

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2024・10・10

人気ゲーム「パルワールド」開発企業を 特許権侵害で提訴(任天堂とポケモン)

人気ゲーム「パルワールド」(Palworld)が複数の特許権を侵害しているとして、任天堂は、「ポケットモンスター」のライセンス事業を手がける「ポケモン」と共同で、ゲームを開発した「ポケットベア」に対し、侵害行為の差し止めと損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に起こしたと発表した。

「パルワールド」は、本年1月の発売から約1カ月で総プレイヤー数が2500万人を突破するなど、大ヒット作として話題となった。

一方で、デザインが「ポケモンシリーズ」に類似している部分が多いとの指摘がユーザーから相次いだ。今回の訴訟は、著作権ではなく特許権侵害の訴えとなっている。「ポケモン」のデザインではなく、ゲームシステムなど別の部分が問題になったとみられる。

任天堂は、「十分な調査を行ったうえで提訴する判断に踏み切った」としているが、その経緯や特許権侵害に関する具体的な内容などは裁判に影響を及ぼすとして明らかにしていない。

インクカートリッジ訴訟 ▼大阪高裁▼ リサイクル会社の控訴棄却

プリンター用インクカートリッジの仕様を変えてリサイクル品の販売を妨げたのは独占禁止法に違反するとして、リサイクル品の製造販売会社「エコリカ」が「キヤノン」に仕様変更の差し止めと損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は、一審判決を支持し、エコリカ側の控訴を棄却した。

一審・大阪地裁の判決によると、エコリカは

キヤノンの使用済みインクカートリッジを回収し、インクを再注入して純正品より安い価格で販売。キヤノンが2017年に発売した製品でインク残量を表示させるICチップの仕様を変更し、再注入してもプリンター上は「インクなし」と表示されるようになった。

エコリカ側は、インクの残量データの初期化が不可能となり、リサイクル品を販売できなくなったことで、キヤノンの純正品が市場を独占したと主張していた。

一審判決は、インク残量が表示されなくても、カートリッジの本質的な性能に大きな影響を与えないと指摘。「消費者が純正品の購入を余儀なくされているわけではない」とし、独禁法違反に当たらないと判断した。

偽ブランド品など ▼財務省関税局▼ 輸入差し止め件数が過去最多

財務省は、全国の税関が本年6月までの半年間に知的財産権侵害を理由に偽ブランド品などの輸入を差し止めた件数が1万8153件だったと発表した。前年同期比で16.2%増、過去最多を更新した。

2022年10月の改正関税法の施行で、海外事業者から送られる模倣品は個人で使用する場合でも、新たに税関の取り締まりの対象となったことが主な要因。

物品数は72万9549点と前年同期比で5.6%増え、2年連続で60万点を上回った。

権利別で見ると、偽ブランド品など、商標権侵害が全体の95%の1万7334件、偽のキャラクターグッズなど、著作権侵害が685件。

品目別では、衣類が全体の件数の32.0%で、次いで財布やハンドバッグなどが20.1%、靴類が11.1%。

解説

進歩性の判断(相違点についての容易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所 令和5年(行ケ)第10107号
審決取消請求事件
令和6年8月28日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「誘導加熱コイルユニット、及び誘導加熱システム」とする特許第6114435号(本件特許)の特許権者である。

原告が本件特許に対して特許無効審判(無効2022-800026号)を請求したところ、被告は本件特許の特許請求の範囲の記載の訂正を行い、特許庁は「特許第6114435号の特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項1、5、6について訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下した。

原告は、本件審決のうち、審判の請求は成り立たないとした部分の取消しを求めて訴えを提起した。

ここでは、原告が主張した、訂正後の請求項1に係る発明(本件発明1)に係る取消事由1-1-2(無効理由1-1-2の判断の誤り〔甲1文献(米国再発行特許発明第36787号明細書)記載の発明(甲1発明)を主引用発明とする本件発明1の進歩性欠如])が認められて、本件発明1の進歩性を肯定していた本件審決が取り消された部分についてのみ紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2022-800026号事件について令和5年8月17日した審決において審判の請求は成り立たないとした部分のうち、特許第6114435号の請求項1及び4から6までに係る部分を取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。

第3 理由

本件発明1と甲1発明の対比

本件発明1と甲1発明を比較すると、本件審決が認定したとおりの一致点と相違点があることが認められる。

すなわち、一致点は、

「加熱対象物を誘導加熱により加熱する加熱コイルと、

前記加熱コイルを収容するケースと、を備え、

前記ケースは、

前記ケースの内部と外部とを連通し前記ケースの外部から供給される冷却剤を前記ケース内に供給するためのものであって供給側の配管が接続される供給口と、

前記ケースの内部と外部とを連通し前記供給口から前記ケースの内に供給された前記冷却剤を前記ケースの外部へ排出するためのものであって排出側の配管が接続される排出口と、

前記ケースと前記加熱コイルとの間に形成され前記供給口と前記排出口とを繋ぐ空間と、を有し、

前記空間は、

前記加熱コイルにおける前記加熱対象物側の面と前記ケースとの間に形成された第1空間と、

前記加熱コイルの外周部と前記ケースとの間にあって前記加熱コイルの外周部に沿って形成された第2空間と、

を含んでいる、加熱コイルを有する組立体。」であることである。

また、相違点は、次のとおりである。

(相違点1)

「ケース」に関して、本件発明1では「電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成される」のに対して、甲1発明では「フェライト材料または粉末鉄で作られたコア10と、ソールプレート26」である点。

相違点1についての判断

相違点1以外の相違点2から4までについては、本件審決はいずれも実質的な相違点ではないか、又は容易想到性が認められると判断しており、本件訴訟においてこれを覆すに足りる主張

立証もない。

したがって、本件審決の取消事由1-1-2との関係で判断する必要があるのは、本件審決が容易想到性を認めず、進歩性が肯定された相違点1である。そこで、相違点1について判断する。

誘導加熱の原理の説明(甲39)

誘導加熱とは、変動磁束中に存在する被加熱物に電位差が生じて発生する電流(誘導電流)によって加熱対象部が加熱されることをいう。…、電気絶縁性の非磁性材では、磁束が通り抜けても電圧は誘起されず、ジュール熱も発生しない。電気絶縁性の非磁性材は、磁束に何ら影響を与えず、磁束を通過させる。

相違点1についての検討

甲1発明において、「加熱コイルを収容するケース」は、「コア10とソールプレート26」から構成されるものと認められるところ、このうち「ソールプレート26」は、「アセンブリの底部に適用され、溶接されるべき非金属複合アセンブリに含まれる金属サセプタに、コイルによって発生した渦電流を印加するために設けられる」(甲1文献・訳文3頁)ものとされていることからすると、「ソールプレート26」は、コイルを収容するケースとしてコイルと加熱対象物との間に置かれ、コイルによって発生した磁束を加熱対象物である金属サセプタに届かせるため、当該磁束を通過させる材料で構成されているものと理解される。

そして、誘導加熱の原理からすると、電気絶縁性の非磁性材は、磁束に何ら影響を与えず、磁束を通過させる性質を有するものである。

誘導加熱の技術において、電気絶縁性の非磁性材の構成材料としてはセラミックや樹脂があったことが記載されている甲41(特開2016-40081号)、甲42(特開2003-257611号)、甲43(特開2013-8518号)によれば、電気絶縁性の非磁性材の構成材料としてはセラミックや樹脂があったことが周知であったと認められる。

そうすると、甲1発明の「ケース」を構成する「コア10とソールプレート26」のうち「ソールプレート26」について、磁束を通過させる性質を有する電気絶縁性の非磁性材として周知のセラミック又は樹脂を選択し、「コア10と電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂」で構成される「ケース」とすることは、当業者にとって容易想到であったというべきである。

この点に関し、被告は、本件発明1に係る特許請求の範囲の請求項1に記載によれば「ケースの全て」や「ケースの一部」などの解釈がされる余地はなく、本件審決は、フェライト材料又は粉末鉄で作られたコアを請求項1のケースの構成に置き換えられるかを判断しているだけであるなどと主張する。

しかしながら、本件発明1に係る特許請求の範囲の請求項1には「電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成され前記加熱コイルを収容するケース」と記載されているにとどまるから、ケースの構成が前記の要素「のみ」からなるものに限定されるものと解することは困難である。

よって、被告の主張は前提となる本件発明1の特許請求の範囲の解釈を異にしており、これを採用することはできない。

以上によれば、本件発明1と甲1発明の相違点1については容易想到であったというべきであり、相違点2から4までについては、前記のとおり進歩性は否定されるから、結局、本件発明1は、甲1発明に基づいて出願前に当業者が容易に発明することができたものと認めるのが相当である。

したがって、本件発明1は、甲1発明に基づいて、出願前に当業者が容易に発明することができたとは認められないとした本件審決の判断には誤りがある。よって、本件審決のうち、本件発明1について無効審判請求が成立しないとした部分の取消しは免れない。

第4 考察

本件発明と主引用文献記載の発明との間の相違点に関し、「想到容易でない」として進歩性の存在を認めた特許庁審決が、「容易想到である」として取り消されたものである。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

税関を活用した模倣品対策 輸入差止申立制度の概要

全国の税関が2024年1～6月に偽ブランド品などとして輸入を差し止めた件数が過去最多を更新した。近年、電子商取引（EC）の利用が拡大し、模倣品の流入が深刻な問題となっている。ここでは、模倣品対策の有効な手段の1つである税関を活用した「輸入差止申立制度」について紹介する。

「輸入差止申立制度」とは、全国の税関で海外から輸入される侵害物品を「水際」で排除することができる制度。

この制度を利用すれば、海外で違法に製造された模倣品が日本国内で流通してしまう前に阻止できるので、海外から輸入される模倣品対策に有効である。裁判に比べて低コストであり、結果が出るのが早いのもメリットといえる。

「輸入差止申立制度」では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを侵害する貨物が輸入されようとする場合、権利者が税関長に対して、関税法に基づき、自己の権利を侵害する貨物の輸入を差し止めるよう申し立てることができる。

申立では、輸入者を特定する必要はなく、侵害物品が市場に出回っていることの証明ができれば、海外から輸入された時点で侵害物品を排除することができるため、侵害物品の出所を特定できない場合も、この方法を使うことができる。

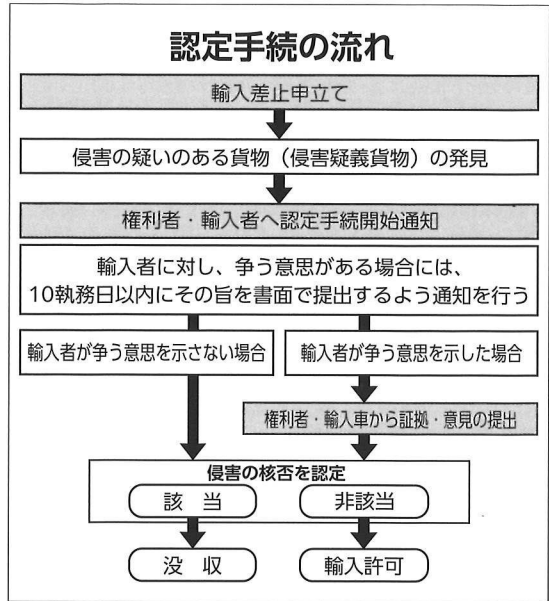
申立には、侵害の事実を説明する侵害被疑物品・その写真、弁理士が作成した鑑定書などが必要になるほか、税関で侵害物品であることを識別できるサンプル、写真、カタログなどを提出する。申立が受理されれば、侵害品は税関で差し止められることになる。

◆「きのこの山型ワイヤレスイヤホン」で輸入差止を申し立て◆

明治は、「きのこの山型ワイヤレスイヤホン」の模倣品が製造されていることを確認したため、商標権に基づき税関に輸入差し止めを申し立て、6月に受理されたと発表した。

「きのこの山イヤホン」は今年3月26日に3500台限定で発売し、即日完売した。一方、国内外の通販サイトでイヤホンケースに「meiji」や「きのこの山」と記載された模倣品が販売されていた。

同社では、模倣品が製造されていることを確認したうえで、商標権に基づき税関に輸入差し止め申し立てを行った。この申し立ては6月14日に受理されており、模倣品は税関で輸入を阻止されることになった。



特許審査の質についての ユーザー評価調査を報告

■特許庁■

特許庁は、「令和6年度特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表した。

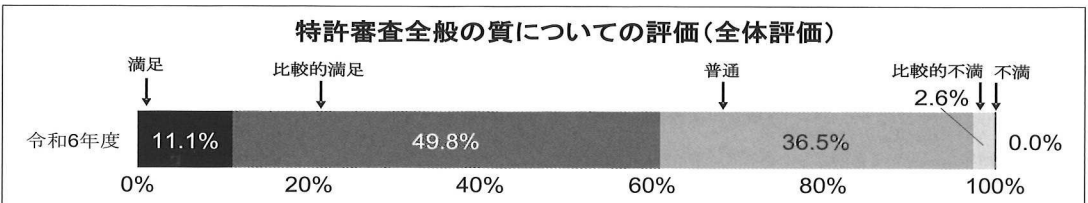
報告書によると、国内出願における特許審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が97.4%、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価の割合）が60.9%だった。

また、PCT出願における国際調査等全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が96.8%、上位評価割合が59.4%。

特許庁は、国内出願において、「判断の均質性」、「第29条第2項（進歩性）の判断の均質性」の項目が、全体評価への影響が大きく、かつ相対的な評価が低いことが分かったため、これらを優先的に取り組むべき項目と設定した。

・「令和6年度特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書」

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/document/2024-tokkyo/2024-tokkyo.pdf>



審 決 紹 介

本願商標「Aimer」は、商標法第3条第1項第3号に該当する、と判断された事例(不服2023-3061、令和6年6月19日審決)

第1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「Aimer」の文字を標準文字で表しており、令和4年2月16日に登録出願された商標2022-17307に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願とし、第9類「業務用ビデオゲーム機用プログラム、メトロノーム、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた音楽ファイル、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた記録媒体、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させたDVD、レコード(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、録画済みの磁気カード・磁気シート・磁気ディスク・光ディスク・ビデオテープ・ビデオディスク・DVD(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、電子出版物(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、映画フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント」を指定商品として、同年10月5日に登録出願されたものである。

本願は、令和4年10月25日付けで拒絶の理由が通知され、同年11月16日に意見書が提出されたが、同年12月14日付けで拒絶査定がされ、これに対して同5年2月22日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

第2 原査定に拒絶の理由(要旨)

原査定は、「本願商標は、女性シンガーソングライターの名義として、我が国において広く認識されているものであり、本願商標で表す取引者、需要者に、当該芸名を表示したものと容易に認識させるものであるから、本願商標をその指定商品中「レコード(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、録画済みの磁気カード・磁気シート・磁気ディスク・光ディスク・ビデオテープ・ビデオディスク・DVD(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、電子出版物(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)」に使用しても、これに接する取引者、需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱している者を表示したものであると認識するにとどまり、本願商標は、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示するものと判断するの相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。旨認定し、判断し、本願を拒絶したものである。

第3 当審の判断

1 本願商標の商標法第3条第1項第3号該当性について
(1) 商標法第3条第1項第3号が、「その商標の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(…)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格」を「普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標」について、商標登録の要件を欠くと規定しているのは、このような商標は、指定商品との関係で、その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状その他の特徴を表示記述する標準であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標準であって、多くの場合自他商品識別力をもたないものであると解される。そうすると、本願商標が、その指定商品について商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標であるというためには、審判の時点において、本願商標がその指定商品との関係で商品の品質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり、本願商標がその指定商品に使用された場合に、将来を含め、取引者、需要者によって商品の品質を表示したものと一般に認識されるものである必要があるものと解される(知的財産高等裁判所平成27年(行ケ)第10232号同28年4月14日判決)。

そして、「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」においては、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者が誰であるかは、当該商品の主要な品質(内容)に該当するものである(加判財産高等裁判所平成25年(行ケ)第10158号同年12月17日判決)。このことは、「インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みの磁気カード・磁気シート・磁気ディスク・光ディスク・ビデオテープ・ビデオディスク・DVD、電子出版物」についても同様であると解される。

(2) 本願商標は、前記第1のとおり、「Aimer」の文字からなるものである。そして、原審において示した証拠(別掲(※記載省略))によれば、「Aimer」は、「エメ」と読まれるシンガーソングライターの名義であり、同人は、2011年9月にメジャーデビュー、2017年に武道単独公演、2022年1月にテレビアニメ「鬼滅の刃」遊郭編のオープニングテーマ及びエンディングテーマを収録したシングルリリース、「ビルボード」で「Hot100」の2022年上半期総合ソングチャート1位を獲得、2022年12月に「第73回NHK紅白歌合戦」に出場したことが認められる。そうすると、音楽に関する分野においては、「Aimer」の文字は、その取引者、需要者によって、当該シンガーソングライターを表したものと認識されるの相当である。

してみると、「Aimer」の文字からなる本願商標は、これをその指定商品中「レコード(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、インターネットを利用して受信し及び保存することがで

きる音楽ファイル(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、録画済みの磁気カード・磁気シート・磁気ディスク・光ディスク・ビデオテープ・ビデオディスク・DVD(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。)、電子出版物(歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。))以下「本件指定商品」という)に使用するときは、これに接する取引者、需要者は、当該文字をシンガーソングライターである「Aimer」を表したものと認識し、当該商品に係る収録曲を歌唱する者又は映像に出演し歌唱している者が「Aimer」であること、すなわち、商品の品質を表したものと一般に認識するにすぎないものというべきである。

また、本願商標は、標準文字により表されたものであるから、普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標と見なされる。

したがって、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標であるから、商標法第3条第1項第3号に該当する。

2 請求人の主張について

(1) 請求人は、例えば「ビートルズ」の楽曲が納められた「レコード」の品質を表現する言葉として「Aimer」が使用されることはあり得ず、ように本願商標の指定商品の全般に対して用いられない言葉は、商品の品質ではない旨主張している。

しかしながら、本件指定商品は、いずれにも「歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。」との限定がされているから、本件指定商品には、「本願商標が当然に使用されるものである。」したがって、請求人の主張は、その前提において不当である。

(2) 請求人は、「Aimer」の文字は、生産者、取引者が一般に使用せず、また、一般に使用される性質のものではない旨主張している。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件指定商品は、いずれにも「歌手Aimerの歌唱する楽曲のものに限る。」との限定がされているから、本件指定商品においては、「Aimer」の文字は、生産者、取引者が一般に使用するものであり、一般に使用される性質のものである。

また、著作権法では、歌手等の実演家(同法第2条第1項第4号)には、実演家人格権を含む実演家の権利が定められており(同法第89条第1項)、実演家は、その実演(著作物を…演奏し、歌い、…その他の方法により演ずること。同法第2条第1項第3号)の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他の氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有しており(氏名表示権。同法第90条の2第1項)、実演を利用する者は、その実演につき既に実演家が表示していることに基づいて実演家名を表示することができる(同条第2項)など、実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演家の死後においても、実演家が存生しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされている(同法第101条の3)。

このように、実演家は、実演家人格権としての氏名表示権を有しており、実演を利用する者は、実演家の死後においても、実演家が存生しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされている。このことは、実演家の権利の存続期間(実演家から70年。著作権法第101条)の満了後も同様と解される。

そうすると、「レコード」等における歌手名について、これを例えば当該歌手が所属するレコード会社や芸能事務所に商標権として独占させた場合、レコード会社や芸能事務所を移籍したときの移籍先又は実演家の権利の存続期間満了における当該実演の利用者は、歌手名を表示した場合には商標権侵害となり、表示しなかった場合には氏名表示権を侵害することとなり、いずれにおいても、当該実演の利用ができないこととなる。

してみると、「レコード」等における歌手名については、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるといえ、たとえ当該歌手が所属するレコード会社や芸能事務所であっても、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないといわなければならない。したがって、シンガーソングライターを認識させる「Aimer」の文字からなる本願商標は、本件指定商品においては、取引に際し必要適切な表示であり、本件指定商品における取引者、需要者によって一般に使用されるものというべきである。

この点からも、本件指定商品においては、「Aimer」の文字は、生産者、取引者が一般に使用するものであり、一般に使用される性質のものといえる。

(3) 請求人は、需要者が「商品に係る収録曲を歌唱している者」を表示したものであると認識するにとどまるものは、正に出所表示機能を示すものである旨主張している。

しかしながら、本件指定商品における出所は、当該商品を作成又は販売する者のことをいっても、前記(1)のとおり、本件指定商品に係る収録曲を歌唱する者又は映像に出演し歌唱している者が誰であるかについては、当該商品の主要な品質(内容)に当たるというべきである。

(4) 請求人は、原査定における「我が国において広く認識されており、一般的に使用されている本願商標をその指定商品に使用しても、その商品の品質を表示したものと認識されるにすぎず」との判断部分は、「品質表示機能」そのものを指すものである旨主張している。

しかしながら、一般に、商標には品質保証機能があるとされているが、これは、同一商標を付した商品又は役務は、一定の品質又は品質を備えているという信頼を保證する機能と解される。

したがって、商標における品質保証機能は、本願商標それ自体が商品の品質を表示したものと認識されることは別業のものというべきである。

(5) 以上のとおり、請求人の主張は、いずれも採用できない。

3 まとめ
以上のとおり、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当するものであるから、これを登録することはできない。よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)	
昭和40(1965)年	商標登録第 668801号～第 671792号
50(1975)年	商標登録第1108217号～第1112280号
60(1985)年	商標登録第1750503号～第1756879号
平成7(1995)年	商標登録第2704708号～第2705900号
平成7(1995)年	商標登録第3028404号～第3035900号
平成17(2005)年	商標登録第4842017号～第4851476号
平成27(2015)年	商標登録第5745828号～第5754577号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権
●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。
(明治、大正時代設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間には出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中旬に審査請求されるようお勧めします。審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付して下さい。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和6年7月分	25,618	14,187
前 年 比	116%	106%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。